

退職・普通徴収～異動者本人が自分で納付をする場合～

記入例

氏名・生年月日・住所については本人に確認のうえ、正確な情報を記載してください。個人番号（マイナンバー）も記載してください。

「特別徴収義務者指定番号」とは、通知書の宛名の下のカッコ書きの数字です。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
所在地		〒517-0592 志摩市阿児町鶴方3098番地22		特別徴収義務者 指定番号	77777777	
フリガナ		カブシキガイシャ シマシ		宛名番号		
氏名又は名称		株式会社 志摩市		所属	総務 経理係	
個人番号（マイナンバー） 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		担連 氏名	大志摩 一郎	
フリガナ		シマ タロウ		異動後の未徴収 税額の徴収方法	3 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収（本人納付） ⇒③を記入	
氏名		志摩 太郎		異動の事由	1 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
生年月日		元号 3 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 55 年 11 月 22 日		異動年月日	R 5 年 9 月 30 日	
個人番号 （マイナンバー）		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		異動の事由	1 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
受給者番号				異動の事由	1 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
1月1日 現在の住所		志摩市浜島町浜島1787番地101		異動の事由	1 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
異動後の 住所		同上		異動の事由	1 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
特別徴収税額 （年税額）		194,800 円		異動の事由	1 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
徴収済額 （納付済額）		65,200 円		異動の事由	1 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
未徴収税額 （ア）－（イ）		129,600 円		異動の事由	1 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	

異

三重県内全市町共通様式

し三重県
提出の
先の市
市町に
名提を
出す
載る

☆9月末で退職した給与所得者の徴収方法を10月分から普通徴収に変更する場合の記入例

(ア)特別徴収税額（年税額） 194,800円（6月分から翌年5月分）←特別徴収税額通知書に記載の額
(イ)徴収済額 65,200円（6月分から9月分）←実際に本人から徴収した合計額
(ウ)未徴収税額 129,600円（10月分から翌年5月分）←普通徴収分（本人が納める金額）

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で【3 普通徴収】を選択した場合、理由を記載してください。

該当する異動の事由を必ず記載してください。

※1月1日から4月30日までの退職者等について（一括徴収のお願い）

1月1日から4月30日までの退職者等については、本人からの申し出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括徴収が義務付けられています。1月1日から4月30日までの退職者等で、未徴収税額を超える給与支払額がある場合は、普通徴収を選択せず、一括徴収のうえ納入していただくようお願いいたします。

※「退職・一括徴収」の記入例をご覧ください。

③ 普通徴収（本人納付）の場合（後日市町より本人あてに納付書を送付します。）		※市町記入欄
理由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	
【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。		
※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。		※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。		